

和歌山市障害者差別解消推進条例及び 和歌山市手話言語条例の概要と関連図

和歌山市障害者差別解消推進条例

1 条例の目的・基本理念等

- (1)障害を理由とする差別の解消に係る市の責務、市民及び事業者の役割を定めること。
- (2)障害にかかる社会的障壁を除去するための合理的配慮が提供されるべきこと。
- (3)市による障害のある人への意思疎通支援の実施

2 市の責務

- (1)障害を理由とする差別解消を推進するための施策を実施すること。
- (2)障害に応じた意思疎通支援を行うこと。

3 市民等の責務

障害及び障害のある人への理解を深め、市の施策に協力するよう努めること。

4 障害を理由とする差別の解消を推進するための措置

- (1)差別事案に係る相談窓口の設置
- (2)差別事案について市長への申立制度の創設
- (3)申立てに係る事案に対する市の調査、助言又はあっせん、勧告及び公表の措置

5 和歌山市障害者差別解消調整委員会の設置

- (1)障害を理由とする差別の解消の推進に係る協議
- (2)差別事案に係る市長の諮問に対する答申
- (3)障害のある人に対する意思疎通支援施策等の実施状況について意見を述べること。

和歌山市手話言語条例

1 条例の目的・基本理念

- (1)手話は日本語等と同様の言語であるとの認識を明確にすること。

- (2)手話を普及させること。

2 市の責務及び市民等の役割

- (1)市は手話の意義に対する理解の促進を図り、手話を使いやすい環境整備のための施策を推進すること。

- (2)市民、事業者は、基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力するよう努めること。

3 施策の推進

市は施策を推進するための方針を関係者の意見を聴きながら策定すること。

手話を言語として認識